「就職差別撤廃月間（６月）」を

迎えるに当たってのメッセージ

大阪労働局（ハローワーク）と大阪府では、あらゆる人々の就職の機会均等を図るため、求職者の適性・能力に基づいた公正な採用選考の実施に向けた取り組みを進めています。

公正な採用選考につきましては、常時雇用する従業員数が２５人以上の府内事業所において、公正採用選考の推進に取り組む「公正採用選考人権啓発推進員」を設置いただくなど、企業・関係団体とも連携を図りながらその実現に向け取り組んでいます。

しかしながら、今なお一部の企業において、選考時に求職者の適性や能力に関係のない事柄についての質問や確認をするなど、「公正な採用選考」に反する事象が発生しています。

こうした中で、新規学卒者の求人受付が始まる６月を「就職差別撤廃月間」とし、「しない　させない　就職差別」をテーマに、さらなる周知・啓発に取り組んでいます。あらゆる求職者の就職機会均等が保障される社会をめざしましょう。

企業の皆さん！

月間中、集中的に公正な採用選考の周知・啓発を行います。

企業の皆さまにおかれましては、年間を通じて公正な採用選考が確実に実施されるようお願いいたします。

求職者の皆さん！

月間中、就職差別に関する相談窓口「就職差別１１０番（電話：06-6210-9518、土日を除く午前９時30分～午後５時30分）」を開設します。ひとりで悩まないで、まずは、ご相談ください。

令和５年６月１日

大 阪 労 働 局 長

大阪府知事